

函館市地域包括支援センター亀田

令和2年度（2020年度）活動評価

令和3年度（2021年度）活動計画

北東部第2圏域



目次

1. 圏域の現状と課題	・・・	1
2. 重点活動	・・・	4
3. 令和2年度活動評価および令和3年度活動計画		
ア 地域包括支援センターの運営	・・・	5
(ア) 総合相談支援業務	・・・	5
(イ) 権利擁護業務	・・・	13
(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・・・	19
(エ) 地域ケア会議推進事業	・・・	23
イ 生活支援体制整備事業	・・・	31
(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務	・・・	31
ウ 認知症総合支援事業	・・・	37

圏域の現状と課題

1. 人口の推計と年齢構成

(人)

	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R2.9	割合	全市
年少人口	4,327	4,265	4,172	4,057	3,965	3,914	11.0%	9.5%
生産年齢人口	22,290	22,068	21,727	21,462	21,148	21,195	59.3%	54.8%
高齢人口	9,658	9,944	10,247	10,406	10,532	10,605	29.7%	35.7%
(再) 65～74歳	5,220	5,302	5,426	5,352	5,409	5,477	15.3%	17.4%
(再) 75歳以上	4,438	4,642	4,821	5,054	5,123	5,128	14.4%	18.2%

2. 世帯構成 (R2.9)

(世帯)

	世帯数	割合	全市
高齢者単身世帯	3,739	19.5%	24.9%
高齢者複数世帯	2,284	11.9%	12.8%
その他	13,140	68.6%	62.4%

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

(人)

	R2.3	R2.9	全市
認定者数	814	836	7,674
認定率	7.7%	7.9%	8.5%
給付実績	493	522	4,723
給付率	60.6%	62.4%	61.5%

4. 介護保険サービス事業所数 (R2.9)

(件)

	事業所数
居宅介護支援等 (※1)	16
地域密着型サービス (※2)	18

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所 (小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く) の件数

	事業所数
訪問介護	9
訪問看護	3
訪問リハビリテーション	4
通所介護	6
通所リハビリテーション	4
短期入所生活介護	7
短期入所療養介護	2
福祉用具貸与・販売	5
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	2

5. 医療機関数

(件)

	機関数
病院	5
診療所	21
歯科	19
調剤薬局	25

6. 障がい者施設数

(件)

	事業所数
指定障害者支援施設 (入所)	2
指定就労継続支援事業所A型	1
指定就労継続支援事業所B型	4
指定生活介護事業所	4
指定短期入所事業所	2
指定共同生活援助事業所	4
指定一般相談支援事業所	
指定特定相談支援事業所	2
指定障害児相談支援事業所	
地域活動支援センター	1
指定児童発達支援事業所	3
指定放課後等デイサービス事業所	9

7. その他の福祉施設・事業所数

(件)

	機関数
サービス付高齢者向け住宅	8
社会福祉士事務所	1
就労支援準備事業	1
自立生活困難者支援 シェアホーム	2
依存症リハビリ施設	1
児童養護施設	1

8. 地域組織数

(件)

	組織数
町会	5
民生児童委員協議会	3
在宅福祉委員会	3

9. 金融機関数

(件)

	機関数
銀行	8
郵便局	5

10. 保育・教育機関数

(件)

	機関数
認可保育所・認定こども園	9
幼稚園	
小学校	6
中学校	3
高等学校	1
特別支援学校・高等支援学校	2
専門学校	1
大学	1
放課後児童クラブ	10

11. 公共施設数

(件)

	機関数
渡島総合振興局	1
函館市亀田支所	1
亀田交流プラザ	1
消防署	1
児童館	2
函館住宅都市施設公社	1
交番	2
運転免許試験場	1

12. その他の機関・施設数

(件)

	機関数
整骨院・接骨院・鍼灸院	12
スーパーマーケット	9
公衆浴場	4
動物病院	4
新聞販売店	4
ドラッグストア	7
コンビニ	21
書店	3
商工会	2
コミュニティカフェ	1
地域支援グループ	1
ヤクルト販売会社・販売店	2
パチンコ店	5

※職能団体加盟機関のみ

13. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

優先順位	地域の問題	問題が生じている要因	地域課題
1	地域づくりに興味のある関心層が住民主体の集いの場につながっていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場や活動の場の情報がない。 ・場はあるが活動が少ない。 ・既存の活動へ参加するにはハードルが高く、きっかけがない。 ・マッチングが機能していない。 	地域づくりに興味・関心のある人に集いの場の情報提供・マッチングをすることで実際の活動につながるができる。
2	8050問題の親世代がSOSを出さず、周囲が気づいた時には問題が複雑化している。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談のハードルが高い。 ・子の相談先や制度（障がい年金等）が分からない。 ・知られたくない＝隠してしまう。 ・親が元気なうちは経済的に解決できることで問題を先送りしてしまう。 ・相談することのメリットや相談した後のイメージが湧かない。 ・周囲も口出しできず諦めてしまう。 	周囲の人（地域の担い手）が「8050問題」に関心をもち「気になる世帯」についてつぶやくことができる。
3	子ども世代（30～40代）（以下「子世代」という）が相談先と相談方法を知らず問題を抱え込んでしまう。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先が分からない。（親、子世代） ・親より我が子の方が優先順位が高く相談する時間がない。（子世代） ・制度を知らず相談することのメリットが分からない。（子世代） ・問題を問題として意識せず困り感が少ない。（親、子世代） ・同居していない場合は親の変化に気づきにくい。（子世代） ・認知症等の知識が少なく親の変化を認めたくない。（子世代） 	子世代に高齢者の特性や相談先を知ってもらうことで親の変化に気づき、早期に相談機関につながる。
4	既存の見守り体制から外れてしまっている人が増加しており、孤立化している。	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性的な担い手不足と集いや活動の場の減少。 ・住民同士の付き合いの希薄化。付き合いがなくとも困らず生活に支障がない。無関心。 ・定年退職後につながる場所がない。 ・新型コロナウイルスによる外出自粛や身体機能低下による外出機会の減少。 	地域住民や地域の社会資源に地域包括支援センター（以下「センター」という）の役割を知ってもらうことで、相談事や困り事を発信してくれる人が増える。
5	8050問題の親世代がSOSを出さず、周囲が気づいた時には問題が複雑化している。	※優先順位『2』と同様	親世代に「8050問題」について相談することが支援につながることを知ってもらう。

重点活動

番号	地域課題	各業務での取組
1	地域づくりに興味・関心のある人に集いの場の情報提供・マッチングをすることで実際の活動につながるができる。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題の検討を行う地域ケア会議（以下「地域ケア推進会議」という）による地域課題の発見や地域づくり（地域ケア会議推進事業） ○第2層協議体の設置による助け合いのしくみや高齢者の社会参加の場づくり ○広報紙によるまちの助け合い活動や集いの場等の周知 ○まちの助け合い活動とくらしのサポーター、関係機関等のマッチング ○住民主体の健康サロン等の再開や活性化の支援（生活支援体制整備事業） ○社会資源の把握や介護支援専門員との共有方法の検討（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）
2	周囲の人（地域の担い手）が「8050問題」に関心を持ち「気になる世帯」についてつぶやくことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ○民生児童委員（以下「民生委員」という）や町会役員等への「8050問題」の周知 ○生活困窮やひきこもり支援等の専門職や相談機関とのネットワーク構築（権利擁護業務）
3	子世代に高齢者の特性や相談先を知ってもらうことで親の変化に気づき、早期に相談機関につながる。	<ul style="list-style-type: none"> ○学校やPTAへの働きかけによる子世代へのセンターの周知 ○広報紙へのQRコード添付により、若い世代がスマートフォン等でセンターを検索できるような環境の整備（総合相談支援業務） ○子世代へ的高齢者の特性や認知症（特に初期症状等）についての周知（認知症総合支援事業）
4	地域住民や地域の社会資源にセンターの役割を知ってもらうことで、相談事や困り事を発信してくれる人が増える。	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座や懇談会等によるセンターへの早期相談のメリットや相談タイミングの周知 ○センターへの早期相談のメリットや相談タイミングについて地域の支援者や地域密着型サービス事業所、介護支援専門員との共有 ○安否確認相談の対応後のカンファレンス開催による孤立の心配がある高齢者への効果的な取り組みの検討（総合相談支援業務）

令和2年度活動評価および令和3年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(7) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

事業内容	令和2年度 活動評価				
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価	
実態把握	○利用者基本情報作成状況 (件)				
		H30.3	R1.12	R2.12	
	目標数値	1,082	1,067	1,119	
	作成数	予防給付	353	290	206
		(再)新規	81	38	42
		見守り	177	172	0
		(再)新規	172	112	0
		その他	454	352	374
		(再)新規	254	119	171
	合計(A)	984	814	580	
(再)新規	507	269	213		
高齢者人口(B)	10,406	10,498	10,605		
実態把握率 (A/B)	9.5%	7.8%	5.5%		
総合相談	○新規相談件数 (件)				
		H30.3	R1.12	R2.12	
	ケース数	637	554	494	
	○対象者の世帯構成 (件)				
		H30.3	R1.12	R2.12	
	独居	229	198	197	
	高齢夫婦	170	139	126	
	同居	150	144	152	
	施設	21	18	23	
	その他・不明・匿名	67	55	38	
○対象者の住所 (件)					
	H30.3	R1.12	R2.12		
美原1～5丁目	285	241	230		
昭和1～4丁目	166	138	142		
赤川・亀田中野	59	58	59		
石川	43	40	41		
北美原	30	35	38		
その他・不明・匿名	54	42	50		
○総合相談対応件数 (件)					
	H30.3	R1.12	R2.12		
実件数	958	797	833		
延件数	1,410	1,086	1,155		
○相談形態内訳 (延) (件)					
	H30.3	R1.12	R2.12		
面接	110	94	80		
電話	543	405	514		
訪問	734	574	543		
その他	23	13	18		

【活動目標】
 実態把握件数が増加することにより、支援の必要な高齢者がシームレスな支援を受けることができる。

【評価】
 利用者基本情報作成数は新規や継続分も含め令和元年度に比べ減少した。予防給付の委託ケースについて新型コロナウイルス感染症の影響で担当者会議に出席しないケースが増加したことや、認知症カフェ、健康づくり教室などが実施できなかったことが実態把握数の減少につながったと考えられる。相談件数の減少に対して、安否確認も兼ねて過去の相談で連絡待ちとなっていた方で独居などの方を対象に電話連絡を行った。

新規相談件数は減少傾向だが、総合相談対応ケースは横ばいであり、支援が必要な未把握のケースが少なくなりつつあることが考えられる。新型コロナウイルスの影響で実態把握数は減少しているが、これまでに蓄積した情報があるため、地域の高齢者の支援が滞ることはないと思われるが、今後も実態把握の上積みが必要である。

【活動目標】
 ワンストップかつ迅速に相談対応することで、支援が必要な高齢者が適切な支援や制度・資源につながる。

【評価】
 新規相談は担当を決めて相談のあった当日か翌日に連絡し、訪問、実態把握、サービス利用など支援へつなげており、相談があった方に対しては迅速な対応が出来ると思われる。新規相談は減少傾向にあるため、過去に説明のみで対応した方についても、令和2年度より月1回センター内でのミーティングにて前月の対応を振り返



令和3年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
新規の実態把握件数が増加することで、高齢者が円滑に支援を受けられる。	<ul style="list-style-type: none">・総合相談対応や見守りネットワーク、その他の活動（健康づくり教室やサロン等の集いの場、認知症地域支援推進員の活動等）により、情報を把握し、データ管理をする。・データを基に地域課題を整理し、さまざまな事業・活動を実施する地域・内容・対象者等を決定する根拠として活用する。・見守りネットワークで対象者の実態を把握し、必要時の支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none">・利用者基本情報作成数と過年度比・利用者基本情報の新規作成数と過年度比・利用者基本情報作成数と目標値の達成率・利用者基本情報の新規作成数と目標値の達成率・新規相談件数・相談者の内訳・相談内容の内訳
相談内容をセンター内で共有、振り返ること で、高齢者が必要な支援を受けられる。	<ul style="list-style-type: none">・相談受付後、可能な限り訪問面談を行い、相談内容以外の潜在している問題や課題にも着眼して、その解消・解決や目標の達成に向けて支援する。・地域包括支援ネットワークを活用し、専門機関、対応窓口、制度や資源等につなぐとともに、継続的に支援する。・センター内で受け付けた相談内容とその支援方針を報告・共有するとともに、必要時は対応方針を検討してチームとして支援する。・連絡待ちの方へアウトリーチを行う必要性をセンター内でケース検討し、対象者のその後の生活状況や困り事を把握し、対応を行う。・センター内でのミーティング・勉強会・事例検討等により、情報共有や職員個々のスキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none">・センター内でのミーティングの開催状況・連絡待ちの方へのアウトリーチの実施状況

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和2年度 活動評価																																															
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価																																												
総合相談	○対象者の年齢内訳（実）（件）			<p>り、連絡待ちの方に対してもセンターから連絡した結果、支援につながるケースも数件あった。今後も相談歴があり連絡待ちとなっている方への支援について対応の継続が必要である。</p> <p>【活動目標】 多くの住民が、相談機関としてのセンターを知ることができる。 相談者の続柄の『知人・近隣』『その他』からの相談や問い合わせを増やす。</p> <p>【評 価】 広報紙をより多くの方に見てもらうため、新規配布先を49機関増加した。また、相談機関としての周知を図るため、広報紙の配布先の拡大やホームページへの掲載、4コマ漫画を掲載するなどの方法や内容の工夫を行った。 総合相談について、本人以外の家族やその他からの相談が増えており、広報紙等による周知の効果が見られている。一方で、戸別配布は町会の回覧板に合わせて配布を依頼しているため、町会未加入の世帯に行き渡らない状況にある。広報紙をより多く住民に閲覧してもらうため、今後も配布機関を増やしたり配置場所、内容を多世代に見てもらえるようにするといった工夫が必要となる。 出前講座においては、事前の予定は令和元年度同様であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったものが多く、2件のみの実施となった。出前講座は直接、地域住民と顔を合わせてセンターの業務を周知することができるため、今後は開催方法を検討し、可能であればリモートでの実施や、人数を制限しての開催を検討する必要がある。</p>																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30.3</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上</td> <td>931</td> <td>768</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>					H30.3	R1.12	R2.12	65歳以上	931	768	799	65歳未満	27	29	34																																
		H30.3	R1.12		R2.12																																											
	65歳以上	931	768		799																																											
	65歳未満	27	29		34																																											
	○相談者の続柄内訳（延・重複あり）（件）																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30.3</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>656</td> <td>508</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td>家族親族</td> <td>450</td> <td>364</td> <td>422</td> </tr> <tr> <td>民生委員</td> <td>43</td> <td>32</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>町会・在宅福祉委員</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>知人・近隣住民</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>126</td> <td>113</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>介護保険事業所</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>110</td> <td>76</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>行政機関</td> <td>2</td> <td>35</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30</td> <td>23</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>					H30.3	R1.12	R2.12	本人	656	508	468	家族親族	450	364	422	民生委員	43	32	33	町会・在宅福祉委員	6	2	3	知人・近隣住民	17	26	29	介護支援専門員	126	113	125	介護保険事業所	27	26	37	医療機関	110	76	98	行政機関	2	35	42	その他	30	23	43
		H30.3	R1.12		R2.12																																											
	本人	656	508		468																																											
	家族親族	450	364		422																																											
	民生委員	43	32		33																																											
	町会・在宅福祉委員	6	2		3																																											
	知人・近隣住民	17	26		29																																											
	介護支援専門員	126	113		125																																											
	介護保険事業所	27	26		37																																											
医療機関	110	76	98																																													
行政機関	2	35	42																																													
その他	30	23	43																																													
○相談内容内訳（延・重複あり）（件）																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30.3</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険・総合事業</td> <td>904</td> <td>751</td> <td>859</td> </tr> <tr> <td>保健福祉サービス</td> <td>157</td> <td>119</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>介護予防</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>58</td> <td>63</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>認知症</td> <td>114</td> <td>90</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>住まい</td> <td>73</td> <td>60</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>権利擁護</td> <td>17</td> <td>29</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>201</td> <td>97</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>				H30.3	R1.12	R2.12	介護保険・総合事業	904	751	859	保健福祉サービス	157	119	87	介護予防	60	40	40	健康	58	63	50	認知症	114	90	83	住まい	73	60	70	権利擁護	17	29	16	その他	201	97	114										
	H30.3	R1.12	R2.12																																													
介護保険・総合事業	904	751	859																																													
保健福祉サービス	157	119	87																																													
介護予防	60	40	40																																													
健康	58	63	50																																													
認知症	114	90	83																																													
住まい	73	60	70																																													
権利擁護	17	29	16																																													
その他	201	97	114																																													
○広報紙による広報啓発（回、部、件）																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30.3</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行回数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>発行部数</td> <td>2,309</td> <td>2,493</td> <td>2,937</td> </tr> <tr> <td>配布機関数</td> <td>139</td> <td>153</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>新規機関数</td> <td>37</td> <td>11</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>				H30.3	R1.12	R2.12	発行回数	3	2	2	発行部数	2,309	2,493	2,937	配布機関数	139	153	203	新規機関数	37	11	49																										
	H30.3	R1.12	R2.12																																													
発行回数	3	2	2																																													
発行部数	2,309	2,493	2,937																																													
配布機関数	139	153	203																																													
新規機関数	37	11	49																																													
○広報紙による周知内容																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> センター業務、介護保険制度、在宅高齢者等サービス、感染症予防 </div>																																																
○広報紙の新規配布機関																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 調剤薬局（16）、歯科医院（16）、金融機関（4）、商業施設（5）、公衆浴場（2）、医療機関（3）、介護事業所（1）、その他（2） </div>																																																
○総合相談にかかる出前講座・リーフレット配布の機関																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター業務</td> <td>民児協第22方面</td> </tr> <tr> <td>介護保険・総合事業</td> <td>サ高住アメニティコレクトピア</td> </tr> </tbody> </table>			内容	機関名	センター業務	民児協第22方面	介護保険・総合事業	サ高住アメニティコレクトピア																																								
内容	機関名																																															
センター業務	民児協第22方面																																															
介護保険・総合事業	サ高住アメニティコレクトピア																																															

令和3年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
<p>子世代が、高齢者の総合相談窓口であることを知り、相談することができる。</p>	<p>○広報紙の内容の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より幅の広い年齢層が目にとり、浅くでもセンターの役割を知ることができるよう、4コママンガの掲載や色合い、記事の内容を工夫する。 ・スマートフォンなどweb環境で広報紙やセンターの情報が閲覧できるようQRコードを添付する。 ・ダブルケアについて周知し、子世代（30代、40代）が相談しやすい環境を作る。 <p>○広報紙による周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの住民が利用する機関（スーパー、コンビニ、郵便局、銀行、調剤薬局、美容室等）へ配布する。 ・教育関係者等へ働きかけ、子世代（30～40代）の相談につながるためセンターの周知を強化する。 ・新規配布先への依頼については「多くの住民の利用がある」「一定時間滞在する場所であり、手に取るきっかけがある」等、具体的な効果を検討・想定して実施する。 ・町会へは回覧板での回覧を依頼する。 ・民生委員へは民生児童委員協議会（以下「民児協」という。）定例会で配布し、ネットワークの強化も併せて行う。 <p>○その他の方法による周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示状況を把握し、必要に応じて内容を更新することで、多くの住民に広く浅くでもセンターの役割を周知する。 ・ポスターにQRコードを添付し、スマートフォンなどweb環境で広報紙やセンターの情報が閲覧できるようにする。 ・出前講座や地域密着型運営推進会議等を活用し、センターに相談することのメリットや相談のタイミングについて周知する。 ・各団体や機関から出前講座開催の依頼を受けるとともに、未開催の地域への広報や働きかけを行う。 <p>○周知方法の効果の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような手段でセンターを知り相談したかを集計・分析し、周知方法の効果を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の続柄『知人・近隣』『その他』からの相談件数 ・広報紙の発行回数 ・広報紙の内容 ・広報紙の新規配布機関 ・ポスター掲示状況 ・出前講座の開催内容 ・出前講座の開催機関（特に新規機関）数 ・相談者がセンターを知ったルートの集計・分析

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和2年度 活動評価																																
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価																													
総合相談	○安否確認に関する相談 (件)			<p>【活動目標】 地域の担い手とのネットワークを強化する。 住民に対して、相談機関としてのセンターを周知する。</p> <p>【評価】 安否確認についての相談件数が増加傾向にある。遠方の家族の他、民生委員、介護保険事業所、その他として近隣住民や職場の同僚といった相談者もあった。新型コロナウイルス感染症の影響で遠方の家族が訪問しづらい状況にあることからセンターへ相談していることや、広報紙による周知の効果と思われる。 新型コロナウイルス感染症の影響で孤立している高齢者もいると思われ、住民同士の見守りについてのチラシも配布し、相談しやすい環境づくりを行った。地域の担い手とのネットワーク構築のため、民児協定例会にて新型コロナウイルス感染症による孤立予防に関するチラシを配布、説明を行った。民生委員からも新型コロナウイルス感染症の影響で姿を見なくなったり、外出の機会が減っている高齢者がいるとの意見が聞かれた。新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、ネットワークの強化と見守り体制の整備が必要である。 安否確認での死亡発見者も増加しており、令和2年度はこれまでにセンターへの相談歴があり連絡待ちの方のうち、独居であることやサービス利用等がない対象者61人に安否確認を行った。電話連絡で生活状況を確認できた方が55人、電話連絡がつかず関係機関への情報照会、自宅訪問、手紙送付等により確認できた方が6名であり、対象者全ての安否確認ができた。その内、個別支援につながった方が7名であった。全員の安否確認ができ、必要な方へ早期の支援につなげることが出来た。</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30.3</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安否確認相談件数</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td> 生存確認</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td> 死亡発見</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 不明</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>					H30.3	R1.12	R2.12	安否確認相談件数	3	7	15	生存確認	2	4	11	死亡発見	1	2	3	不明	0	1	1									
		H30.3	R1.12		R2.12																												
	安否確認相談件数	3	7		15																												
	生存確認	2	4		11																												
	死亡発見	1	2		3																												
	不明	0	1		1																												
	○安否確認相談者 (件)																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談者</th> <th>H30.3</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>民生委員</td> <td rowspan="2">0</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>在宅福祉委員</td> </tr> <tr> <td>行政・警察</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>介護保険事業所</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>				相談者	H30.3	R1.12	R2.12	家族	2	0	2	民生委員	0	4	4	在宅福祉委員	行政・警察	0	1	1	介護保険事業所	0	1	4	その他	1	1	4	合計	3	7	15
	相談者	H30.3	R1.12		R2.12																												
家族	2	0	2																														
民生委員	0	4	4																														
在宅福祉委員																																	
行政・警察	0	1	1																														
介護保険事業所	0	1	4																														
その他	1	1	4																														
合計	3	7	15																														
○過去に相談があり、独居、連絡待ちの方へ安否確認 (人)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡待ちの方（過去5年分）</td> <td>352</td> </tr> <tr> <td> 安否確認対象者</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td> 困り事なし</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td> 個別支援</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td> 連絡つかず</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				人数	連絡待ちの方（過去5年分）	352	安否確認対象者	61	困り事なし	54	個別支援	7	連絡つかず	0																			
	人数																																
連絡待ちの方（過去5年分）	352																																
安否確認対象者	61																																
困り事なし	54																																
個別支援	7																																
連絡つかず	0																																

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>高齢者の孤立を予防、早期発見し、適切な支援につながる。</p> <p>早期のうちに安否確認の必要な高齢者の相談が増え、支援につながる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民児協定例会や在宅福祉委員会の会議等への参加、研修会への講師派遣等により対応事例の紹介を行うとともにネットワークを強化する。 ・ 出前講座や広報紙、リーフレット等を通し、住民に見守りの視点や相談先を周知する。 ・ 函館市地域見守り活動に関する協定締結事業者へ広報紙やリーフレットを配布して必要時相談できる環境を整える。 ・ 安否確認及び孤立死の対応ケースについてセンター内で情報共有、ケース検討を実施し、再発予防の方法を検証する。 ・ 孤立の心配がある高齢者への効果的な取り組みについてセンター内で検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数と相談者の内訳 ・ 地域の見守り等の周知数と方法 ・ 対応後の振り返り・再発防止策の協議実施率

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和2年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
総合相談	○ネットワーク構築機関と方法	
	機関名	方法
	民生委員	民児協定例会
		個別相談対応
		出前講座の開催
	在宅福祉委員	在宅福祉ふれあい事業
		事業の打ち合わせ会議
	町会	町会活動の参加や支援
		地域ケア会議
		懇談会
	学校・教育関係者	地域ケア会議
		認知症サポーター養成講座
	介護サービス事業所	地域密着型運営推進会議等
	障がい事業所	個別相談対応等
職能団体	懇談会や勉強会等	
その他関係機関	各事業や活動を通して	
	【活動目標】 障がい事業所との連携体制を強化する。	
	【評価】 圏域を町会別に大きく3地区に分け、担当者を配置して活動することで民生委員、町会役員、在宅福祉委員等と顔見知りの関係をつくることを継続した。民生委員や在宅福祉委員からの相談も増加傾向にあり、ネットワーク構築の効果と思われる。	
	障がい事業所との連携については、個別のケース対応にて連携を図った。	
	新型コロナウイルス感染症のため、町会等各種行事が中止になっており、顔を合わせる頻度は低下している。電話等での連絡は行っており、今後も連絡を継続し、行事等の再開時は顔を出す必要がある。	

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>高齢者の支援が円滑に進むよう、地域のキーパーソンとの連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議への参加や懇談会の開催等を通してセンター業務の周知や各機関とのネットワーク構築を図る。 ・町会や在宅福祉委員等、行事が中止となっている機関に対しては電話等でネットワークを維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催内容 ・懇談の内容 ・各種機関との連携回数

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】 介護保険法第115条の45第2項第2号

【目 的】 高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

事業内容	令和2年度 活動評価				
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価	
権利擁護相談 （高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応）	○権利擁護相談対応状況			<p>【活動目標】 新たにネットワーク構築した機関へ、センターが権利擁護に関する相談機関であることを周知する。</p> <p>【評 価】 広報紙の新規配布機関に権利擁護についての気づきの視点や相談先の周知活動を行ったが、相談はなし。短期間での効果はなくても必要時に相談につながるよう、周知活動を継続していく。</p> <p>【活動目標】 介護支援専門員および介護サービス事業所職員が、高齢者虐待に早期に気づき、相談できる関係を構築する。</p> <p>介護保険サービス事業所等のニーズを把握し、出前講座を開催する。</p> <p>【評 価】 介護支援専門員からの相談件数は減っているが、連携が必要なケースに関しては適切に相談は入っている。</p> <p>一方、虐待などの第一発見者になりやすい介護サービス事業所職員については出前講座の依頼もあったが、新型コロナウイルス感染症の影響から今年度の開催はできず。センターとの関わりが薄かった介護サービス事業所職員への周知を行い、権利擁護ケースに対して連携を持てる関係者を増やしていく取り組みが必要と考える。</p> <p>【活動目標】 クリニックからの相談件数の増加に向けて、現在の連携状況を把握・検証する。</p> <p>【評 価】 総合相談ではクリニックからの相談件数は増加しているが、権利擁護ケースに限ると相談はなし。理由としては互いの理解不足や過去に関わる機会が少なかった等の原因があると思われる為、クリニックとセンターが連携するための仕組みづくりが必要と思われる。</p>	
	・対応件数 (件)				
		H30.3	R1.12		R2.12
	ケース数(実)	36	42		42
	〔再〕医療と連携あり	17	13		13
	対応回数(延)	682	559		588
	・対応事案内訳（項目重複あり） (件)				
		H30.3	R1.12		R2.12
	高齢者虐待	—	0		1
	終結数	—	0		1
	終結率	—	0.0%		100.0%
	セルフネグレクト	—	0		0
	成年後見等	—	97		5
	消費者被害	—	1		0
	困難事例	—	269		29
その他	—	0	0		
・相談者・通報者 (件)					
	H30	R1.12	R2.12		
介護支援専門員	42	38	16		
介護保険事業所	11	3	5		
近隣住民・知人	17	2	5		
民生委員	8	8	1		
本人	15	26	5		
親族	17	29	9		
行政	10	10	8		
警察	0	5	13		
医療機関	17	20	6		
不明匿名	0	0	0		
その他	10	14	5		
・高齢者虐待相談があったケース (件)					
	H30	R1.12	R2.12		
通 報 者	介護支援専門員	8	5	8	
	警察	0	4	11	
	虐待者・親族	2	2	0	
	介護サービス事業所	0	1	0	
	民生委員	0	1	0	
	医療関係者	2	0	2	
	その他	0	0	2	
養 護 者 の 続 柄	夫（同居）	2	4	7	
	息子（同居）	4	3	12	
	息子（別居）	0	2	0	
	娘（同居）	1	2	2	
	娘（別居）	1	1	0	
	妻（同居）	3	1	1	
内 訳	その他（重複あり）	0	2	1	
	虐待と判断	5	0	1	
	虐待ではない	3	9	13	
	判断に至らず	2	5	9	

令和3年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
<p>介護サービス事業所の職員が権利擁護に関する気づきの視点や相談機関を知ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所職員を対象に権利擁護をテーマにした出前講座を開催する。出前講座後、アンケート調査を行い、権利擁護の意識と今後の講座内容等のニーズの把握をする。 ・函館市作成の高齢者虐待に関する資料（パワーポイント、パンフレット）を活用し、受講した職員が事業所内で伝達しやすいような研修を開催する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座や講師派遣等が実施できない場合は、権利擁護についての情報提供や認識度調査等、代替の取り組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護相談対応状況 <ul style="list-style-type: none"> ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談・通報者内訳 ・ネットワーク構築 ・広報・啓発活動 ○高齢者虐待対応状況 <ul style="list-style-type: none"> ・通報件数 ・通報者内訳 ・虐待実件数 ・終結件数（率） ・広報・啓発回数 ○高齢者虐待、困難事例、成年後見制度、消費者被害に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や事例検討会の開催内容と参加機関、参加者数
<p>クリニックとセンターが連携をするために、互いの役割やニーズについて相互理解ができるような場を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護連携支援センターと連携を図り、クリニック側のニーズを知るための方法を検討し、クリニックからセンターに相談が入る仕組み作りを行う。 ・圏域内の医療機関へ広報紙を配布し、顔の見える関係づくりを維持・継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護相談対応状況 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士部会での取り組み ・広報啓発活動 ・相談・通報者内訳 ・ネットワーク構築

(イ) 権利擁護業務

事業内容	令和2年度 活動評価																																
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																															
権利擁護業務に関するネットワーク構築及び、広報・啓発活動	<p>○多世代、多制度利用等に関連した相談について</p> <p>・対応件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30.3</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利擁護件数</td> <td>36</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>うち8050問題関連の相談</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22.2%</td> <td>19.0%</td> <td>16.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・対応回数</p> <p>権利擁護ケースの1件当たりの平均対応回数5.4回に対し、8050問題に関連したケースの平均対応回数は26.0回と解決までにより多くの対応や多機関との調整が必要となっている。</p> <p>・関わった機関</p> <p>函館市 自立支援相談窓口、障がい福祉課、相談支援事業所、精神科病院、生活コミュニティ、不動産業者、法テラス 等</p>		H30.3	R1.12	R2.12	権利擁護件数	36	42	42	うち8050問題関連の相談	8	8	7		22.2%	19.0%	16.7%	<p>【活動目標】</p> <p>経済困窮やひきこもり状態にある同居家族への支援について関係機関と連携を図る。</p> <p>圏域内の介護および医療、障がい関係者などの支援者が顔を合わせ、相互理解できるような場を作る。</p> <p>【評価】</p> <p>高齢の親とひきこもり及び障がいがある子と暮らす世帯への対応は8件。行政や医療機関、多制度の支援者とケースカンファレンスや個別ケア会議を開催し、連携を図ることができた。抱えている問題により、必要な支援は変わるため、より多様な機関との連携体制が必要と考える。</p> <p>圏域内での福祉関係者との懇談に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響から多人数が集まる場を設定できず、未達。</p>															
		H30.3	R1.12	R2.12																													
	権利擁護件数	36	42	42																													
	うち8050問題関連の相談	8	8	7																													
		22.2%	19.0%	16.7%																													
	<p>○住民向けの周知活動状況</p> <p>・広報啓発内容と方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者虐待</td> <td>広報紙の発行</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度</td> <td>広報紙の発行</td> </tr> <tr> <td>消費者被害</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	内容	方法	高齢者虐待	広報紙の発行	成年後見制度	広報紙の発行	消費者被害	—	<p>【活動目標】</p> <p>住民に対して繰り返し、権利擁護の視点や相談先についての周知を続ける。</p> <p>住民が成年後見制度について知る機会を持つ。</p>																							
	内容	方法																															
	高齢者虐待	広報紙の発行																															
	成年後見制度	広報紙の発行																															
	消費者被害	—																															
<p>・相談者・通報者（再掲） (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣住民・知人</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>近隣住民・知人からの相談は令和元年度に比べると増加。認知症に関する相談が多い。きっかけは広報紙ではなく、以前から包括を知っていた等の再相談が多い。</p>		H30	R1.12	R2.12	近隣住民・知人	17	2	5	<p>【評価】</p> <p>出前講座に関しては新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域からの依頼が減少。顔を合わせての周知活動はできず、広報紙等の媒体を通しての周知となっている。</p>																								
	H30	R1.12	R2.12																														
近隣住民・知人	17	2	5																														
<p>○高齢者虐待相談の養護者の状況</p> <p>・養護者の続柄（再掲） (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>養護者の続柄</th> <th>H30</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫（同居）</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>息子（同居）</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>息子（別居）</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>娘（同居）</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>娘（別居）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>妻（同居）</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他（重複あり）</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記データでは養護者続柄を見ると女性4件に対し、男性は19件と約82.6%を占める。ただし、大半は「養護関係なし」と判断されており、男性介護者からの虐待を受けたと判断されたケースは1件のみである。</p>	養護者の続柄	H30	R1.12	R2.12	夫（同居）	2	4	7	息子（同居）	4	3	12	息子（別居）	0	2	0	娘（同居）	1	2	2	娘（別居）	1	1	0	妻（同居）	3	1	1	その他（重複あり）	0	2	1	<p>年に2回発行の広報紙に権利擁護についての内容を掲載し、地域住民に向けた周知活動を行った結果、後見制度について「広報紙を見て相談をした」という匿名相談が2件あった。</p> <p>【活動目標】</p> <p>男性介護者の負担軽減を図るための事業を周知する。</p> <p>【評価】</p> <p>虐待ケースでは対象となる世帯はなく、住民が集まる場を通して周知する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で目標は未達。介護負担の大きい男性介護者に対しては、個別での情報提供などを行っており、今後も継続して対応する。</p>
養護者の続柄	H30	R1.12	R2.12																														
夫（同居）	2	4	7																														
息子（同居）	4	3	12																														
息子（別居）	0	2	0																														
娘（同居）	1	2	2																														
娘（別居）	1	1	0																														
妻（同居）	3	1	1																														
その他（重複あり）	0	2	1																														

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>多世代、多制度に関わる相談に対応できるよう、多様な支援相談機関や民間事業所などに対し、周知活動を行い、連携機関を増やしていく。</p> <p>地域の担い手が8050問題について関心を持てるよう、周知活動を行う。</p> <p>住民が権利擁護の視点を持ち、相談先を知ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な問題を抱えている相談に対して、ケースカンファレンスや個別ケースの検討を行う地域ケア会議（以下「個別ケア会議」という。）などを通じて他分野の関係者が連携しやすい関係づくりを行う。 ・精神疾患や生活困窮に伴う相談については、積極的に医療機関や行政へつなぎ、個別支援を通して連携、対応をしていく。 ※地域ケア会議推進事業と連動 ・新たに関係構築できた機関に対し、広報紙の配布などを通し、事業所への訪問や意見交換などを行う。 ・民児協定例会や町会行事など、地域の担い手があつまる場で広報紙などの媒体を使用し、周知を図る。 ・見守りネットワークなど、民生委員との懇談の場で、センターが相談機関である旨を伝えていく。 ・住民向けの出前講座を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座等が実施できない場合は、権利擁護についてのリーフレットを配布する等、代替の取り組みを行う。 ・広報紙等を利用し、権利擁護についての視点や相談先の周知を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護相談対応状況 ・個別ケア会議の開催回数 ・ケースカンファレンス開催数、参集者数と機関名 ・ネットワーク構築数 ○権利擁護業務にかかる広報・啓発回数 ・高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度に関する出前講座、講師派遣の開催数、機関名 ・リーフレット配布等広報・啓発数

(イ) 権利擁護業務

事業内容	令和2年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
センター内 スキルアップ対策	○ 複数の職員で対応したケース数 (件)			
		H30.3	R1.12	R2.12
	成年後見制度	—	2	3
	高齢者虐待	—	3	4
	その他	—	6	4
	計	—	11	11
	・ 主担当となった職種 (件)			
		H30.3	R1.12	R2.12
	社会福祉士 (2)	22	19	11
	主任介護支援専門員 (4)	11	18	21
保健師 (2)	3	5	10	
計	36	42	42	
※()は配置人数				
○ 職員スキルアップ研修 (回)				
センター内研修	1	デスカンファレンス		
	3	事例検討		
外部研修	1	法人後見のための研修会		
	中止	高齢者虐待対応現任者研修		
		生活困窮者支援に関する研修		
		成年後見事例等検討会		
出前講座開催	0			
<p>【活動目標】 権利擁護ケース等に関しては、複数の職員での対応とし、全職員が権利擁護ケースへの対応ができるようになる。</p> <p>【評価】 権利擁護ケース対応のうち26.2%を複数対応としている。経験の浅い職員が主担当となり、指導職員と2人体制でケース支援と対応の振り返りを行うことで、センター全体の対応力が向上したと考える。</p> <p>令和2年度は新たに2名の職員が入职しており、経験の少ない職員であっても早期に実践力を身につけられるよう、より効果的にOJTが実践できる取り組みが必要である。</p> <p>【活動目標】 経験年数の少ない職員であったとしても、主担当として出前講座の講師等を実践していく。</p> <p>【評価】 出前講座に関しては、地域からの依頼はなく、目標未達。令和3年度へ持ち越し。</p> <p>【活動目標】 研修計画を立て、全職員が権利擁護について学ぶ機会を持つ。</p> <p>【評価】 研修計画を立て、職種の偏りなく権利擁護を学ぶ機会を持つ予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になる研修が多かった。代替として、センター職員のスキルアップのため、センター内研修をミーティングの時間を使用して4回実施。その他、必要時には毎日の朝礼時に職員間でケース検討会を開催し、経験の少ない職員も制度の活用方法や関連機関等を知る機会を持った。</p> <p>令和3年度はweb研修等も含め、研修を受講できる体制としていく。</p>				

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>新人育成のための取り組みを行い、安定的にOJTが実施できるような体制を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職種を問わず、従事年数に合わせた研修を受講する。 ・指導者側の準備の負担軽減と、安定的にOJTを実施を実施できるように権利擁護ケースの対応基礎マニュアルを作成する。 ・技術力と知識の向上をはかる為、ケース終結時にはミーティング等の場を利用し、ケース検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待、困難事例、成年後見制度、消費者被害に関すること ・研修会や事例検討会の開催状況 ・研修会や事例検討会の参加回数 ・高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度に関する出前講座、講師派遣の実施数 ・対応基礎マニュアルの作成状況
<p>経験の浅い職員が講師という役割を持つ事で、権利擁護業務について学ぶ機会を持つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への出前講座等の依頼に対し、勤続年数が3年未満の職員も積極的に参加して講師を行い、研鑽の機会を持つ。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座等が実施できない場合は、センターに実習に来る学生に対して講師を行う等、代替の場を作る。 	
<p>研修計画を立て、全職員が権利擁護業務について学ぶ機会を持つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する研修会（web研修含む）へ、職種の垣根を払って参加する。 ・高齢者虐待対応現任者研修の未受講者は、随時受講する。 ・センター内事例検討、及びデスクカンファレンスを必要時に開催し、全職員が制度やケース対応について学ぶ機会を持つ。 	

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目 的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容	令和2年度 活動評価			
	実績（実施回数，内容，実施方法等）		活動目標に対する評価	
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○介護支援専門員の資質向上			
	・ケアマネジメント研修（10センター合同）（箇所、人）			
		参加事業所	参加人数	参加率
				事業所 介護支援専門員
	居宅	9	24	69.2% 53.3%
	小多機	0	0	0.0% 0.0%
	看小多機	0	0	0.0% 0.0%
	・圏域内フォローアップ研修			
	令和3年2月4日に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。代替研修として『情報交換シート』を活用してセンター職員と圏域の介護支援専門員との意見交換、情報共有を図った。			
		参加事業所	参加人数	参加率
			事業所 介護支援専門員	
居宅	13	44	100.0% 97.8%	
小多機	1	1	100.0% 100.0%	
看小多機	1	1	100.0% 100.0%	
		【活動目標】		
		介護支援専門員が多職種や他関係機関とのネットワークを強化し、活用することができる。		
		【評 価】		
		介護支援専門員と他機関との連携を目的とした研修は新型コロナウイルスの影響で未実施。代替策として『情報交換シート』にて書面研修と情報共有を図った。結果、介護支援専門員の社会資源の活用に対する啓発につながったと思われる。一方で、センターとしてのPDCAサイクルに基づいた包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備という視点が不十分である事が分かり改善する必要がある。		
		【活動目標】		
		インフォーマルサービスや地域とのつながりを意識した支援をする。		
		【評 価】		
		介護支援専門員に認知症カフェへの参画を促し、地域とのつながりを意識する機会をつくることとしていたが新型コロナウイルスの影響で未実施。代替策として『情報交換シート』で意見交換を実施。約91.3%の介護支援専門員が「民生委員とケアマネジャーの連携ガイド」を十分に活用できていない事が判明。		
		【活動目標】		
		介護支援専門員がICFの視点に立ち、自立支援を念頭に置いたケアプランの作成ができる。		
		【評 価】		
		低調な参加率はICFの活用が浸透していないことや苦手意識の表れと思われる、引き続きICFの有用性を伝える必要がある。圏域内研修は対面ではなく代替研修として『情報交換シート』を活用。各事業所の効果的な取り組みを共有することができた。		

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>PDCAサイクルに基づいた包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備に取り組むことで、効果的な手法を明らかにして実践につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的継続的ケアマネジメントに対する環境整備のはじめとして地域の現状把握を実施する。 ・地域の関係機関との懇談や関係者への聞き取り等により、地域の強みや現に抱える問題について把握する。 ※地域ケア会議推進事業の計画と連動。 ・圏域内の介護支援専門員を対象に連携に関するニーズについての意識調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談や聞き取り等，地域の現状把握の実施状況
<p>民生委員との連携を意識してケアプランに反映する介護支援専門員が増える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「民生委員とケアマネジャーの連携ガイド」を活用し、民生委員と介護支援専門員との連携について研修会を開催する。 ・介護支援専門員がケアマネジメントを実践する中で、民生委員との連携が図れるよう双方をつなぐ等の後方支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携ガイド活用に関する研修実施の有無 ・介護支援専門員と民生委員をつなぐ支援数
<p>介護支援専門員のインフォーマルサービス活用の意識が高まる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の主任介護支援専門員と協力し、地域にある社会資源の共有方法を検討する。 ・圏域内の介護支援専門員を対象にインフォーマルサービス活用に関するニーズについての意識調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員と社会資源共有の進捗 ・連携に関するアンケート実施の有無
<p>介護支援専門員がICFの視点に立ち、自立支援を念頭に置いたケアマネジメントを実践できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10センター合同で「ICFの考え方を活用し、ケアプランを作成しよう」をテーマに研修を実施する。 ・合同研修の内容を受けて圏域内でフォローアップ研修を実施する。 ・フォローアップ研修をwebで開催できるよう環境の整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント研修への参加率 ・アンケート等を活用したICFの視点に立った実践の達成度の把握

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容	令和2年度 活動評価																											
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																										
介護支援専門員に対する個別支援	<p>○介護支援専門員への個別支援状況（実） (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30.3</th> <th>R1.12</th> <th>R2.12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース数</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>終結数</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>終結率</td> <td>100.0%</td> <td>92.3%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		H30.3	R1.12	R2.12	ケース数	7	13	7	終結数	7	12	7	終結率	100.0%	92.3%	100.0%	<p>【活動目標】 センターが社会資源の一つとして認知され、介護支援専門員がセンターに相談しやすい関係性を構築することができる。</p> <p>【評 価】 新型コロナウイルス感染症の影響により対面による研修機会を得ることができなかったため代替の手段として『情報共有シート』を活用。圏域内にある全ての居宅介護支援事業所に対し、持参して協力依頼や趣旨説明を行った。</p> <p>アンケートや各事業の実績から総合相談窓口、介護予防支援事業所として認知はされているが、地域ケア会議推進事業や認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業などの事業については認知が不十分で社会資源として活用されていない現状が見えてきた事もあり、センター機能を改めて周知し活用を促す必要がある。</p> <p>【活動目標】 ケース支援の過程で介護支援専門員自身のスキルアップを図ることができる。また、センターの主任介護支援専門員のみならず他職種の職員も介護支援専門員支援を行うことで、センター全体の対応力の底上げを図る。</p> <p>【評 価】 ケースに対する個別支援や権利擁護業務を通じ、後方支援もしくは協働して対応することにより介護支援専門員を支援することができた。対応後のモニタリングにより課題解決に向けて再度、助言する等の支援を行うことで介護支援専門員のスキルアップが図られたと思われる。</p> <p>個別支援では専らセンターの主任介護支援専門員が担っていたが、権利擁護業務として支援する際には各職種が均等に関わっていた事もあり、介護支援専門員へ偏りのない支援を行えるようにセンター職員全体の対応能力の底上げを図る事が効果的な支援につながるとと思われる。</p>										
		H30.3	R1.12	R2.12																								
	ケース数	7	13	7																								
	終結数	7	12	7																								
	終結率	100.0%	92.3%	100.0%																								
	<p>○職種別の介護支援専門員への個別支援件数（件）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>社会福祉士(2)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>主任介護支援専門員(4)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>保健師(2)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は配置人数</p>	社会福祉士(2)	0	主任介護支援専門員(4)	6	保健師(2)	1																					
	社会福祉士(2)	0																										
	主任介護支援専門員(4)	6																										
	保健師(2)	1																										
	<p>○介護支援専門員への個別支援内容 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">介護支援専門員への支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>助言・指導</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>連携のための支援</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>連携のための支援(民生委員)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>対応の振り返り</td> <td>0</td> </tr> <tr> <th colspan="2">事業所(管理者)への支援</th> </tr> <tr> <td>情報提供</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>助言・指導</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>連携のための支援</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>対応の振り返り</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支援チームの一員としての支援</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地域ケア会議の開催</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	介護支援専門員への支援		情報提供	5	助言・指導	3	連携のための支援	2	連携のための支援(民生委員)	0	対応の振り返り	0	事業所(管理者)への支援		情報提供	0		助言・指導	0	連携のための支援	0	対応の振り返り	0	支援チームの一員としての支援	1	地域ケア会議の開催	1
介護支援専門員への支援																												
情報提供	5																											
助言・指導	3																											
連携のための支援	2																											
連携のための支援(民生委員)	0																											
対応の振り返り	0																											
事業所(管理者)への支援																												
情報提供	0																											
助言・指導	0																											
連携のための支援	0																											
対応の振り返り	0																											
支援チームの一員としての支援	1																											
地域ケア会議の開催	1																											
その他	1																											
<p>○権利擁護相談対応での介護支援専門員との協働（件、回）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>権利擁護業務対応件数</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員と協働したケース</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員への対応回数</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>1件平均の対応回数</td> <td>6.7</td> </tr> </tbody> </table>	権利擁護業務対応件数	42	介護支援専門員と協働したケース	22	介護支援専門員への対応回数	148	1件平均の対応回数	6.7																				
権利擁護業務対応件数	42																											
介護支援専門員と協働したケース	22																											
介護支援専門員への対応回数	148																											
1件平均の対応回数	6.7																											
<p>○職種別の介護支援専門員との協働が必要な権利擁護相談対応の対応数 (件、回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対応件数</th> <th>対応回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士(2)</td> <td>4</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>主任介護支援専門員(4)</td> <td>10</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>保健師(2)</td> <td>8</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は配置人数</p>		対応件数	対応回数	社会福祉士(2)	4	21	主任介護支援専門員(4)	10	86	保健師(2)	8	41																
	対応件数	対応回数																										
社会福祉士(2)	4	21																										
主任介護支援専門員(4)	10	86																										
保健師(2)	8	41																										

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>介護支援専門員が問題解決のツールとしてセンターを活用できるようにセンター機能の周知を図る。</p> <p>個別ケース対応のみならず権利擁護ケースとしても介護支援専門員への支援を念頭に置く必要があるため、センター全体として対応力の底上げを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の介護支援専門員に対してセンターが担っている各種事業や機能に対しての周知を図る。 ・圏域内の介護支援専門員が多様な社会資源や関係機関とのネットワーク構築のツールとして個別ケア会議を活用できるよう周知を図る。 <p>※地域ケア会議推進事業の計画と連動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター内で介護支援専門員への個別支援の振り返りや勉強会、事例検討会などを開催し、センターとしての対応能力向上を図る。 ・介護支援専門員に対する個別支援の実践時は2人体制にする等、経験の浅い職員に対して経験の機会を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員に対するセンター機能に関する研修回数、周知回数 ・個別ケア会議の回数 ・センター内での対応振り返りや事例検討会の実施回数 ・介護支援専門員への個別支援の職種別対応回数

(I) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

事業内容	令和2年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	○個別ケースの検討を行う地域ケア会議の開催状況（回）			
		H30	R1.12	R2.12
	目標数値	7	7	7
	開催回数	7	7	4
	達成率	100.0%	100.0%	57.1%
	○個別ケースの検討を行う地域ケア会議の開催のきっかけ（件）			
		H30	R1.12	R2.12
	介護支援専門員から	—	—	0
	民生委員や町会から	—	—	0
	介護事業所から	—	—	0
	行政や警察から	—	—	2
	センターの判断（介護支援専門員への個別支援含む）	—	—	2
	その他	—	—	0
	○検討した問題・把握した課題（件）			
		H30	R1.12	R2.12
独居	7	5	3	
認知症	7	4	3	
健康管理	4	4	1	
サービス拒否	3	2	4	
財産管理	5	4	2	
経済困窮	0	2	1	
家族の問題	4	3	3	
火災予防	3	0	0	
見守り体制	1	3	4	
その他	2	2	2	
その他の内訳（近所トラブル、事件のリスク）				
○参加者の内訳				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 家族、民生委員、近隣住民、銀行員、障がい事業所、介護事業所、介護支援専門員、警察、行政 </div>				
○把握した地域課題				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯に複数の問題を抱えていることが多く、分野を超えた関係機関の連携が必要 ・独居や認知症ケースの地域での見守りが必要 ・支援拒否ケースの有事の連携支援体制が必要 ・財産管理や経済困窮への支援等、専門職機関との連携が必要 </div>				
○モニタリング（ネットワーク機能状況の把握）（回、件）				
	H30	R1.12	R2.12	
開催回数	7	7	4	
モニタリング必要数	—	—	3	
モニタリング実施数	—	—	3	
実施の割合	—	—	100.0%	
<p>【活動目標】 現に問題を抱える高齢者支援の充実が図られ、構築したネットワークが機能する。</p> <p>【評価】 問題の解決と把握した課題の達成状況、ネットワークの機能状況について個別ケア会議後、必要ケース全てにモニタリングを実施した。モニタリングにより、1件のみ構築したネットワークが機能していない状況を把握したため、課題解決に向けて介護支援専門員を後方支援する対応を行った。 結果、ネットワークが機能する体制を再構築することができたと評価する。</p> <p>個別ケア会議の開催のきっかけの内訳において「介護支援専門員からの相談」が少なく、個別ケア会議の開催が有効な支援手法であるケースが拾い上げられていない現状がある。今後は包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の計画と連動して介護支援専門員への周知や連携強化を図り、介護支援専門員が個別ケア会議を活用しながら、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう取り組む必要がある。</p>				

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>介護支援専門員からの個別ケア会議（課題解決やネットワーク構築等）に関する相談が増える。</p> <p>関係機関等に対して、個別ケア会議の目的や効果を周知することで、高齢者の課題解決に向けて構築したネットワークが効果的に機能する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の介護支援専門員が担当する高齢者の課題解決やネットワーク構築のツールとして個別ケア会議を活用できるよう周知を図る。 ・圏域内の居宅介護支援事業所への訪問や介護支援専門員との懇談等を通して個別ケア会議が課題解決に有効的であるケースを把握する。 <p>※包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の計画と連動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が構築したネットワークを活用できているかモニタリングを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や地域密着型サービス事業所の職員に対して地域密着型運営推進会議や出前講座、日常のケース支援等を通して地域包括支援ネットワークを構築するとともに、個別ケア会議の目的や得られる効果を周知する。 <p>※総合相談支援業務の計画と連動。</p> <p>○センター内での取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター職員が、個別ケア会議の目的や得られる効果、包括的・継続的ケアマネジメント支援としての位置付けを再認識できるようセンター内で研修会を開催する。 ・現に問題や課題を抱える高齢者の個別課題解決やネットワーク構築を目的にセンター職員の個別ケア会議実施の敷居を低くして開催する。 <p>○自立支援型地域ケア会議の開催に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任介護支援専門員部会での協議を元に試験的な実施に向けて調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員への周知・訪問・懇談の実施状況 ・個別ケア会議の開催のきっかけのうち「介護支援専門員から」の割合 ・個別ケア会議後の介護支援専門員へのモニタリングの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の内訳 ・関係機関への周知の実施状況 ・個別ケア会議後の関係機関へのモニタリングの実施状況

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和2年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<< 北美原 >> ○北美原地区での取り組み実績 ・令和2年5月	【活動目標】 地区の関係者やキーマンとともに第2層協議体を設置する。 【評 価】 令和2年5月に開催予定であった地域ケア会議の第1回北美原地域ケア会議（仮称）が延期となった。そのため、開催までの間に関係者と電話や面談、懇談会を通してネットワークを構築するとともに意向確認や地域の状況把握、まちの取り組みの目的共有等、意識醸成を図った。 延期しての開催となった令和2年10月の第1回北美原地域ケア会議（仮称）では、まちの助け合い活動や集いの場づくりについて情報共有・意見交換した。 令和3年2月の第2回北美原地域ケア会議（仮称）も延期となったため『北美原ワンチームシート』を活用し、まちの取り組み案9項目について書面で意見やアイデアを聴取。「関心度」「容易性」「費用面」を点数化し、取り組みの優先順位をつける取り組みを行った。結果、地域ケア会議参加メンバーの意識が薄れず、今後の取り組みについて我が事として取り組む意欲が維持できたと思われる。 今後は参加メンバー全員が成功体験を得ながら、まちの助け合い活動や集いの場づくりに参画できるよう取り組みを継続していく必要がある。
	内 容	第1回北美原地域ケア会議（仮称）の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期
	・令和2年4月～8月	地域ケア会議開催に向けて関係者と個別に面談。意向確認や地域の状況を把握
	・令和2年8月27日	会議名 懇談会
	内 容	第1回北美原地域ケア会議（仮称）の目的共有・役割分担・進行確認
	参加者	北美原町会（会長、副会長、監査）
	参加人数	5名（うちセンター1名）
	・令和2年10月2日	会議名 地域ケア推進会議
	内 容	第1回北美原地域ケア会議（仮称）まちについての情報共有・意見交換
	参加者	北美原町会、民児協第18方面民生委員、北美原小学校、北美原小学校PTA、学童保育、居宅介護支援事業所、第1層生活支援コーディネーター、函館市
	参加人数	16名（うちセンター4名）
	・令和3年2月	内 容
	第2回北美原地域ケア会議（仮称）の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期	
	・令和3年2月25日～3月12日	会議名 地域ケア推進会議書面開催
	内 容	北美原ワンチームシート 第1回地域ケア会議（仮称）で出た意見を元に、今後のまちの取り組みについて具体的な検討ができるよう書面で意見・アイデアの聴取
参加者	北美原町会、民児協第18方面民生委員、北美原小学校、北美原小学校PTA、学童保育、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、第1層生活支援コーディネーター	
参加人数	16名（うちセンター4名）	

令和3年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
<p>≪北美原≫</p> <p>【長期目標】 地域ケア推進会議で出たキーワードである「みんながずっと住みたいまち北美原」を目指してまちの助け合いの仕組みができる。</p> <p>【目 標】 多世代交流の活動を通して、助け合いの仕組みづくりのきっかけとなる取り組みが実施できる。</p>	<p>○第2層協議体（コアメンバー会議）（第1回）で以下を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多世代交流」に関するまちの課題を共有する。 ・「多世代交流」に関するまちの取り組みを実践するにあたっての問題点や課題を抽出する。 <p>○北美原地域ケア会議（仮称）（第2回）を開催し、以下を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の名称を決定する。 ・『ワンチームシート』の結果や意見・アイデアを共有する。 ・『ワンチームシート』で絞り込んだ3項目について新たな課題を共有し、社会資源開発に向けて協議する。 <p>○第2層協議体（コアメンバー会議）（第2回）で以下を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多世代交流」に関するまちの取り組みの実践時期や手段、周知方法、役割分担等をより具体的に検討する。 <p>○「多世代交流」に関するまちの取り組みを実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（内容は第2層協議体（コアメンバー会議）での決定による） <p>○北美原地域ケア会議（仮称）（第3回）で以下を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践したまちの取り組みについて共有と振り返りを行う。 ・まちの助け合いの仕組みづくりへの発展について意識醸成を図る。 ・まちの取り組みについて得られる効果を検証する。 ・今後のまちの取り組みについて意見交換する。 <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により地域ケア推進会議が開催できない場合は、懇談会の開催や書面による情報共有を図る等、代替の取り組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進会議・協議体への参加機関（特に新規参加機関）の内訳 ・まちの取り組みの実践状況 ・実践したまちの取り組みについて振り返り、今後の目標設定につなげたか

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和2年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価		
<p>地域課題の検討を行う地域ケア会議</p>	<p> <<美原> ○美原地区（赤川通団地周辺）の取り組み実績 ・令和2年11月25日 </p> <table border="1" data-bbox="368 416 956 636"> <tr> <td style="text-align: center;">内 容</td> <td> 美原地区（赤川通団地）地域ケア会議を開催し、赤川通団地周辺の地域課題共有と集いの場づくり（仮）について検討予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期 </td> </tr> </table>	内 容	美原地区（赤川通団地）地域ケア会議を開催し、赤川通団地周辺の地域課題共有と集いの場づくり（仮）について検討予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期	<p> 【活動目標】 地区の関係者やキーマンとともに第2層協議体を設置する。 </p> <p> 【評 価】 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は開催が延期となった。 くらしのサポーター登録者や、地域でボランティア活動などを行う地域支援グループ代表も参加予定だった。 開催にあたり、事前に赤川通団地の状況や今後について説明する機会があり、今後実施する上で連携が取りやすくなっていると思われる。 地域ケア会議は開催できなかったが、参加者と打ち合わせをする中で団地への広報紙の配布方法を変更したり、配布数を増やすなど新たな取り組みも開始されつつある。 </p>
内 容	美原地区（赤川通団地）地域ケア会議を開催し、赤川通団地周辺の地域課題共有と集いの場づくり（仮）について検討予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期			

令和3年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
<p>≪美原≫</p> <p>【長期目標】 集いの場づくりや見守り体制の構築により助け合いの仕組みができる。</p> <p>【目 標】 赤川通団地周辺の高齢者や住民が集まる場ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤川通団地周辺の地域課題の共有と集いの場づくり（仮）」をテーマに実施する。 ・くらしのサポーターや介護保険サービス事業所、集会所管理人、地域支援グループの関係者を新たに参集し、多角的な視点から地域課題を共有するとともに、取り組みの優先順位を明確にする。 ・令和元年度の会議で、希薄である住民の交流への取り組みが課題として挙げられたことから、集いの場の創出に向けて検討していく。 ・高齢化率が非常に高い団地であり、センターの周知を更に図り、また、住民同士の助け合い体制の構築を検討する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により地域ケア推進会議が開催できない場合は、赤川通団地周辺の住民向けにリーフレットを作成し、集いの場や活動の場について周知する等、代替の取り組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体への参加機関（特に新規参加機関）の内訳 ・構築されたネットワークでの活動や効果の把握 ・新たな取り組みや体制、活動の状況

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和2年度 活動評価							
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価						
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<<昭 和>> ○昭和地区での取り組み実績 ・令和2年11月9日	【活動目標】 地域ごとの課題に沿って会議を開催する。 【評 価】 <<昭 和>> 学校関係者や子ども食堂関係者も交えて多世代を対象とした見守り、集いの場の再整理や課題共有を目的に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により参集範囲を縮小しての開催となった。 民生委員とセンター、関係機関、民間企業が関わった事例等を元に意見交換し、今後の見守りと連携の重要性について共有することができた。 今後は住民の見守りや関わり合いの体制が維持・強化できるよう第2層生活支援コーディネーターとして後方支援を継続していく。						
	<table border="1"> <tr> <td>会議名</td> <td>地域ケア推進会議</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>昭和地区地域ケア会議 連携事例の報告と意見交換 コロナ禍の見守りや集いの場の情報共有</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>民児協第20方面民生委員 (兼在宅福祉委員)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>24名（うちセンター4名）</td> </tr> </table>		会議名	地域ケア推進会議	内 容	昭和地区地域ケア会議 連携事例の報告と意見交換 コロナ禍の見守りや集いの場の情報共有	参加者	民児協第20方面民生委員 (兼在宅福祉委員)
会議名	地域ケア推進会議							
内 容	昭和地区地域ケア会議 連携事例の報告と意見交換 コロナ禍の見守りや集いの場の情報共有							
参加者	民児協第20方面民生委員 (兼在宅福祉委員)							
参加人数	24名（うちセンター4名）							
	<<石 川>> ○石川地区での取り組み実績 ・令和2年11月	<<石 川>> 令和元年度までの地域ケア会議の開催効果で町会（在宅福祉委員）、民生委員、介護サービス事業所、障がい事業所、教育関係機関等のネットワークが拡大、強化していた。 令和2年度も地域ケア会議を継続開催し、地域課題の共有、連携したまちの取り組みについての検討や参加機関同士が連携した新たな取り組みの後方支援を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 そのため、既存の活動や会議への参加を継続することで地域の状況把握や活動の状況把握に努めた。 今後は地域の活動が維持・拡大できるよう第2層生活支援コーディネーターとして関りを継続していく。						
	<table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td>石川町地域ケア会議を開催し、石川町の地域課題の共有や連携したまちの取り組みについて検討予定であったが、新型コロナウイルスの感染症の影響で中止</td> </tr> </table>	内 容	石川町地域ケア会議を開催し、石川町の地域課題の共有や連携したまちの取り組みについて検討予定であったが、新型コロナウイルスの感染症の影響で中止					
内 容	石川町地域ケア会議を開催し、石川町の地域課題の共有や連携したまちの取り組みについて検討予定であったが、新型コロナウイルスの感染症の影響で中止							

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
※生活支援体制整備事業 へ移行	※生活支援体制整備事業へ移行	

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】 介護保険法第115条の45第2項第5号

【目 的】 地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

事業内容	令和2年度 活動評価																	
	実績（実施回数，内容，実施方法等）	活動目標に対する評価																
第2層生活支援 コーディネーター 活動	○新たに構築したネットワーク																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀田交流プラザ</td> <td>懇談会</td> </tr> <tr> <td>シダックス（株）</td> <td>懇談会</td> </tr> <tr> <td>北美原PTA</td> <td>地域ケア推進会議</td> </tr> <tr> <td>北美原CS担当教諭</td> <td>地域ケア推進会議書面開催</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画課</td> <td>地域ケア推進会議</td> </tr> <tr> <td>第一生命（株）</td> <td>町会活動の参加や支援</td> </tr> <tr> <td>くらしのサポーター</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	方 法	亀田交流プラザ	懇談会	シダックス（株）	懇談会	北美原PTA	地域ケア推進会議	北美原CS担当教諭	地域ケア推進会議書面開催	男女共同参画課	地域ケア推進会議	第一生命（株）	町会活動の参加や支援	くらしのサポーター	その他	<p>【活動計画】</p> <p>地域のことや住民同士の助け合い・見守りに関心を持つ住民や関係機関が増える。</p> <p>【評 価】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で出前講座や行事参加等に併せた広報啓発活動は激減した。一方で『コロナ禍でもできること』をセンター内で検討し、他事業・活動と連動させながら住民に周知する等、新たな取り組みも実践できた。</p> <p>結果、住民がコロナ禍でも介護予防や活動参加への意識が薄れることなく、一部の地域では健康づくりサロンを再開する等の効果があったと思われる。</p>
	機関名	方 法																
	亀田交流プラザ	懇談会																
	シダックス（株）	懇談会																
	北美原PTA	地域ケア推進会議																
	北美原CS担当教諭	地域ケア推進会議書面開催																
	男女共同参画課	地域ケア推進会議																
	第一生命（株）	町会活動の参加や支援																
	くらしのサポーター	その他																
	○広報啓発の内容と方法																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域での見守り 助け合い</td> <td>広報紙の発行</td> </tr> <tr> <td>リーフレットの配布</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域ケア会議</td> <td>リーフレット（保健師部会発）</td> </tr> <tr> <td>出前講座の開催</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社会資源 （町会の役割等）</td> <td>地域ケア会議のまとめ</td> </tr> <tr> <td>広報紙の発行</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護予防</td> <td>広報紙の発行</td> </tr> <tr> <td>リーフレットの配布</td> </tr> <tr> <td>地域新聞への寄稿</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	方 法	地域での見守り 助け合い	広報紙の発行	リーフレットの配布	地域ケア会議	リーフレット（保健師部会発）	出前講座の開催	社会資源 （町会の役割等）	地域ケア会議のまとめ	広報紙の発行	介護予防	広報紙の発行	リーフレットの配布	地域新聞への寄稿		
	内 容	方 法																
	地域での見守り 助け合い	広報紙の発行																
		リーフレットの配布																
地域ケア会議	リーフレット（保健師部会発）																	
	出前講座の開催																	
社会資源 （町会の役割等）	地域ケア会議のまとめ																	
	広報紙の発行																	
介護予防	広報紙の発行																	
	リーフレットの配布																	
	地域新聞への寄稿																	
○研修参加																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>生活支援コーディネーター養成研修（応用編）</td> </tr> <tr> <td>函館市町会活性化セミナー</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケアセミナー</td> </tr> </tbody> </table>		生活支援コーディネーター養成研修（応用編）	函館市町会活性化セミナー	地域包括ケアセミナー														
生活支援コーディネーター養成研修（応用編）																		
函館市町会活性化セミナー																		
地域包括ケアセミナー																		

令和3年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
<p>地域のこと、まちの助け合い活動や社会参加に関心を持つ人が増える。</p> <p>共通する目的を持った関係者や関係機関同士がネットワークを構築できる。</p> <p>《昭 和》</p> <p>住民の見守りや関係合いの体制が維持・継続できるようネットワークの構築・強化を図る。</p> <p>《石 川》</p> <p>地域の活動が維持・拡大することで、住民同士の見守りや支え合いが継続できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催等により、助け合いの活動や社会参加の重要性について周知する。 ・地域ケア会議や懇談会を通して関係者や関係機関のマッチングを図る。 ・くらしのサポーター養成事業を活用し、くらしのサポーターと地域（第2層協議体や集いの場等）のマッチングを図る。 ・会議参加、懇談会、町会活動、地域ケア推進会議や第2層協議体等を通して、既存のネットワーク構築機関との連携を強化する。 <p>※地域ケア会議推進事業から移行</p> <p>○既存のまちの活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会活動や行事の状況把握と後方支援を行う。 ・在宅福祉委員の活動やふれあい昼食会の開催状況の把握と後方支援を行う。 <p>○ネットワークの構築・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民児協定例会に参加し、センターが対応した事例の報告等を通して、タイムリーに相談・連携できるよう働きかけを行うことで民生委員とセンターの連携を強化する。 ・在宅福祉委員との懇談会を開催し、まちの見守りや連携体制について意見交換、情報共有を図る。 <p>※地域ケア会議推進事業から移行</p> <p>○ネットワークの構築・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々なまちの取り組みや活動、多世代交流サロン等が活性化・拡大するよう後方支援する。 ・これまでの地域ケア推進会議から波及した参加機関同士の連携による活動や取り組みが円滑に機能するよう状況把握と後方支援を行う。 ・新たなまちの取り組みを行う場合は関係機関同士のネットワーク構築や協働できる体制づくりに向けてマッチングや懇談会等の開催支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発の内容と方法 ・新たに構築したネットワーク機関と方法 ・くらしのサポーターと地域とのマッチングの実績 ・関係機関同士のネットワーク構築実績 ・まちの活動状況の把握と後方支援等の内容 ・懇談会の開催状況と懇談内容 ・まちの活動状況の把握と後方支援等の内容 ・懇談会等の開催や関係機関同士のマッチングの状況

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容	令和2年度 活動評価							
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価						
第2層生活支援 コーディネーター 活動	<<赤川町会>> ・赤川町会館健康づくり教室	<<赤川町会>> 【活動目標】 地域住民の健康の維持増進と、外出・交流の場の継続ができる。 【評 価】 令和元年度に引き続き介護老人保健施設もも太郎の職員を講師に健康づくり教室を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で全て中止となった。中止期間中、参加者へ自宅のできる運動等のリーフレットを送付し、介護予防に関する啓発活動を行った。 今後については新型コロナウイルス感染症の状況を見て開催に向けて検討を進めており、定期的に打ち合わせを行う必要がある。						
	<table border="1"> <tr> <td>開催日時</td> <td>令和2年4月～第2、4月曜日 午前</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>赤川町会館</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>講師：介護老人保健施設もも太郎 対象：赤川町、亀田中野町住民 内容：体操、健康講話</td> </tr> </table>	開催日時	令和2年4月～第2、4月曜日 午前	開催場所	赤川町会館	内容	講師：介護老人保健施設もも太郎 対象：赤川町、亀田中野町住民 内容：体操、健康講話	
	開催日時	令和2年4月～第2、4月曜日 午前						
	開催場所	赤川町会館						
内容	講師：介護老人保健施設もも太郎 対象：赤川町、亀田中野町住民 内容：体操、健康講話							
※新型コロナウイルス感染症の影響で全て中止								
<<美原5丁目>> ・美原5丁目健康づくり教室	<<美原5丁目>> 【活動目標】 住民の健康の維持増進と、外出・交流の場の継続ができる。 【評 価】 地域に住む健康運動指導士を講師に実施し、令和2年も継続開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で全て中止となった。中止期間中、参加者へ自宅のできる運動等のリーフレットを送付し、介護予防に関する啓発活動を行った。 当初、ボランティアとしてリーダーとなる方を探していたが、現在もなり手が不在である。今後も開催を予定するが、リーダー不在の場合は終了も検討する必要がある。							
<table border="1"> <tr> <td>開催日時</td> <td>令和2年4月～第2、4月曜日 午前</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>地域支援グループくりの木</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>講師：町内健康運動指導士 対象：近隣住民 内容：体操、健康講話</td> </tr> </table>	開催日時	令和2年4月～第2、4月曜日 午前	開催場所	地域支援グループくりの木	内容	講師：町内健康運動指導士 対象：近隣住民 内容：体操、健康講話		
開催日時	令和2年4月～第2、4月曜日 午前							
開催場所	地域支援グループくりの木							
内容	講師：町内健康運動指導士 対象：近隣住民 内容：体操、健康講話							
※新型コロナウイルス感染症の影響で全て中止								

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>《赤川町会》 地域住民の健康の維持増進と、外出・交流の場の継続ができる。 自主教室として継続して開催する。</p>	<p>《赤川町会健康づくりサロン》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主教室として継続するため支援する。 ・赤川町会館で実施するため、会場の確保と日程調整を支援する。 ・チラシを作成し、赤川町会に依頼して周知を図る。 ・介護老人保健施設もも太郎の職員が講師となる。 ・参加者の移動距離が長い場合、冬季は開催しない。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響で開催できない場合は手紙やリーフレット等で運動や外出の機会を維持できるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数および参加数 ・健康づくりサロン参加者の行動変容 ・参加者の主観的健康観の変化 ・自主グループ化後の活動状況
<p>《美原5丁目》 住民の健康の維持増進と、外出・交流の場の継続ができる。 自主教室として継続して開催する。</p>	<p>《美原5丁目健康づくりサロン》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援グループづくりの木を会場に実施する。 ・チラシを作成し、美原町会に依頼して周知を図る。 ・講師はレクリエーションインストラクターへ依頼する。 ・くらしのサポーターやボランティアによるリーダーを養成する。 ・リーダーが不在であれば半年ほどで終了も検討する。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響で開催できない場合は手紙やリーフレット等で運動や外出の機会を維持できるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数および参加数 ・健康づくりサロン参加者の行動変容 ・参加者の主観的健康観の変化 ・自主グループ化後の活動状況

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容	令和2年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
センター 独自項目	○社会資源の把握（サロン、健康づくり教室など）	
	会 場	内 容
	美原振興会館	8月で終了（新型コロナウイルス感染症の影響により）
	北美原町会館	会館使用中止のため中断
	石川町会館	一時中断も月2回継続開催
	美原町会	一時会館使用中止にて休止
	昭和町会	一時会館使用中止にて休止
	赤川町会	会館使用中止のため中断
	UR赤川通団地	一時会館使用中止にて休止
		<p>【活動目標】 住民が、健康の維持増進のための知識を得ることができる。 地域で自主化している教室の実態把握を行う。</p> <p>【評 価】 新型コロナウイルス感染症の影響で、各会館等で実施しているサロン等が中止となっている。感染状況によっては再開されている物もあるが、一部サロンでは完全に終了したものもあった。各団体の活動状況を把握する中で、リーダー等と連絡をとることで今後の活動支援や参加者の紹介等の支援をする必要がある。各団体が活動継続または新型コロナウイルス感染症の影響が軽減できるまで存続できるよう支援が必要。</p>

令和3年度 活動計画

活動目標	計 画	評価指標
<p>地域で活動している教室やサロンが、活動を継続することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内で自主化しているサロン、教室を訪問し、実施状況の把握とともに支援の必要性を判断する。 ・圏域内で新たな教室の立ち上げ希望がある場合に支援をする。 ・必要に応じて健康についての講話や講師を派遣するなど、健康に対する意識の向上や自主化教室の継続を後方支援する。 ・圏域内の教室について、リーダーの許可が得られれば、広報紙等へ掲載し周知をする。 ・住民への介護予防やサロン等の情報提供を継続し、希望があった際はリーダーとの連携を図りながら、活動への参加を支援する。 ・新型コロナウイルス等の影響で開催できない場合は手紙やリーフレット等で運動や外出の機会を維持できるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数および参加回数 ・センターによる後方支援の状況 ・社会資源の把握数

【函館市地域包括支援センター運営事業業務処理要領抜粋】

オ 認知症総合支援事業

(イ) 認知症地域支援・ケア向上推進事業

- a 認知症の人に、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業者、認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組
- b 認知症の人とその家族を支援する相談支援や、支援体制を構築するための取組
- c 認知症カフェや介護教室等、認知症の人の家族に対する支援事業の実施
- d 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業の実施

【令和2年度の取組】

認知症初期集中支援チーム員 8名(兼務)、認知症地域支援推進員9名(兼務)で対応

- 1、認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」という）との連携 (a)
 - ・センター内検討 4件（うちチームへのケース相談 2件）
 - ・チーム対象ケース 0件
センター内検討し、事前相談できるメリットは大きい。個別ケア会議を活用し、関係機関との連携支援の意識を持って対応できている。
 - ・令和3年1月 函館市認知症初期集中支援チームに関するアンケート協力対応。
- 2、認知症サポーター養成講座の開催 (a)
 - 4回 57名に実施
 - ・令和2年7月16日 函館高等支援学校 教員生徒 11名
 - ・令和2年7月27日、28日 第一生命函館支社美原分室職員 29名
 - ・令和2年9月 3日 東京海上日動サポーターズ北海道 17名
 - センターの広報紙配布の際に、認知症サポーター養成講座の開催について周知した結果、養成講座の依頼申込を受けて開催することができた。
- 3、認知症地域支援推進員連絡会参加 (a)
 - ・第1回 令和2年 6月16日 1名参加
 - ・第2回 令和2年10月15日 欠席（市職員より来所にて内容確認）
 - ・第3回 令和3年 1月21日 1名参加
- 4、函館市認知症カフェ認証事業説明会参加 (a.c)
 - ・令和2年8月24日 1名参加
- 5、認知症ケアパス普及に関して (b)
 - ・認知症ケアパス・ガイド配布 令和2年6月～7月。
 - ・相談対象者等へ「認知症ケアパス」「認知症ガイド」を随時提供。
- 6、認知症カフェの開催 (c)
 - 令和2年度の認知症カフェは新型コロナウイルス感染症の影響で全て中止となった。
 - ・令和3年2月5日 北東部第2圏域認知症カフェ参画事業所懇談会を開催 場所：サ高住アメニティーコレクトピア
参加者6名：SOMPOケア函館昭和、サ高住アメニティーコレクトピア、居宅介護支援事業所花笑み、ケアプランセンターおおむら、センター
懇談会参加者が共同でフライヤー『おれんじCafé通信』等を作成。過去の認知症カフェ申込者へ提供し「健康増進」「自宅でできる運動」「認知症カフェ」「認知症ケアパス」について情報発信し、介護予防に関する普及啓発とともに活動再開につながるよう取り組んだ。情報発信対象63名。今後は『北東部第2圏域おれんじCaféプロジェクトチーム』として継続して活動。

【令和3年度の取組予定】

認知症初期集中支援チーム員 9名(兼務)、認知症地域支援推進員9名(兼務)で対応

新型コロナウイルス感染症の状況を見て、実施可能な認知症地域支援推進員としての活動に積極的に取り組む。

- 認知症初期集中支援チームとの連携 (a)
 - ・センター全体で支援対象者を検討したうえで迅速にチームでの支援が開始できるよう連携対応する。
- 認知症初期集中支援チーム員会議への参加 (a)
- 認知症サポーター養成講座の開催 (a)
 - ・圏域内の学校へセンターの広報紙を配布する際に、認知症サポーター養成講座の開催について小中学校向け教材等もあることを伝え、センター独自で作成した開催案内リーフレットを活用する。
 - ・一般企業や各種団体からの依頼を受けて開催することで、認知症を正しく理解して支援できる住民を増やすことで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行う。
- 認知症地域支援推進員連絡会及び打ち合せへ参加 (a)
 - ・認知症地域支援推進員連絡会及び打ち合せへ参加。
- 認知症相談対応 (b)
 - ・速やかな支援に繋がるようワンストップで相談対応する。
 - ・広報紙へ認知症に関する内容を掲載し、啓発及び相談対応していることを継続周知する。
 - ・認知症初期症状の周知にも努め、早期の支援につなげられるように対応する。また、地域の見守りの重要性についても啓発する。
 - ・随時、総合相談対応、権利擁護業務の対応を継続する。
- 認知症ケアパスの活用 (b)
 - ・相談対象者等へ「認知症ケアパス」「認知症ガイド」を随時、活用・提供し、認知症の正しい知識の提供や啓発活動、見守り支援体制の強化を図る。
 - ・日常業務に認知症ケアパスや認知症ガイドを携帯し、認知症地域支援推進員業務に活用する。
- 認知症カフェの開催 (c)
 - ・新型コロナウイルス感染症の状況を見て、認知症カフェ再開の目途が立った時点で企画、開催する。
 - ・『北東部第2圏域おれんじCaféプロジェクトチーム』で企画し、認知症カフェ運営への連携体制を継続展開する。
 - ・認知症の人や家族、住民等の正しい認知症の理解を深め、専門職による相談対応を行い、推進員としての役割機能を発揮する。
 - ・住民が「認知症の正しい理解」と「地域の見守り」を身近なことから捉えられるよう随時、情報提供コーナーに認知症ケアパスや認知症ガイドの他、見守り啓発リーフレット等、有用な資料を用意して情報提供する。
 - ・新型コロナウイルス感染症の状況を見て、コロナ禍における認知症カフェの代替取り組みを検討する。

ウ 認知症総合支援事業

【令和2年度の取組】

- 7、多職種研修会開催の企画・準備など（d）
 - ・令和2年8月24日 多職種研修会開催前打ち合せ会議 1名参加
 - ・令和2年9月11日 意見交換及びグループワーク 1名参加
 - ・令和2年10月26日 多職種研修会開催前打ち合せ会議 1名参加 場所：介護老人保健施設ケンゆのかわ
参加者6名：SOMPOケア函館昭和、介護老人保健施設ケンゆのかわ、センター（ゆのかわ、亀田）、高齢福祉課
 - ・令和2年12月10日 介護事業所等向け認知症カフェ企画運営研修会
新型コロナウイルス感染症の影響で延期となる。
- 8、認知症地域支援推進員研修および認知症に関する研修会への参加（その他）（b）
 - ・認知症地域支援推進員研修は新型コロナウイルスの感染症の影響により開催中止。
 - ・令和2年10月20日 認知症初期集中支援チーム員伝達研修受講 1名
 - ・令和3年3月12日 認知症地域支援推進員活動報告会 オンライン(zoom) 2名参加
- 9、支援体制構築目的の会議や打ち合わせ（a.b）
 - ・令和2年4月13日 亀田交流プラザとの懇談会を開催 場所：亀田交流プラザ
参加者：5名
亀田交流プラザ運営受託担当及び高齢者相談室保健師とセンターとで協力体制についての懇談会を開催。
- 10、個別ケア会議（b）
 - ・令和2年6月10日 場所：美容室
出席者4名：美容師、介護支援専門員、居宅サービス事業所、センター
地域と本人、家族へのより良い支援と連携の重要性を認識共有。
 - ・令和2年7月18日 場所：地域包括支援センター亀田
出席者7名：家族、近隣住民、介護支援専門員、センター
家族、フォーマル、インフォーマルの支援者による支援体制の共有他。
 - ・令和2年12月10日 場所：亀田交流プラザ
出席者6名：民生委員、警察署、市役所高齢福祉課、亀田福祉課、センター
情報共有、支援方針の決定と役割分担。
- 11、認知症相談対応状況（b）
 - ・総合相談(延件数)平成30年 114件、令和元年度117件 令和2年度114件
 - ・権利擁護ケース（実対応回数）平成30年281回、令和元年 379回、令和2年度 232回
- 12、その他
 - ・自己研鑽として認知症地域推進員活動の関連資料やオンライン等による情報収集、交流に参加。

【令和3年度の取組予定】

○多職種研修会開催の企画・準備など（d）

- ・介護事業所等向け認知症カフェ企画運営研修会 参加及び協力。

活動報告者：SOMPOケア函館昭和

○アルツハイマーデーイベント企画・準備など（a.b）

○認知症地域支援推進員研修および認知症に関する研修会への参加（b）

- ・認知症地域支援推進員研修(新任者) 1名予定
- ・認知症初期集中支援チーム員伝達研修受講 1名予定
- ・認知症地域支援推進員活動報告会 随時参加
- ・キャラバンメイト養成研修 1名予定

○支援体制構築目的の会議や打ち合わせ（a.b）

- ・場所：亀田交流プラザ

亀田交流プラザ運営受託担当及び高齢者相談室保健師と協力体制についての懇談会を開催し、認知症支援に関する具体的な内容について企画提案する。

○個別ケア会議（a.b）

- ・認知症に関する課題を抱える対象者や家族に対し、関係機関や地域の住民等と一堂に会することで、情報の共有や役割分担、連携体制の構築等につなげて地域の見守り体制を強化する。

○認知症に関する出前講座の開催（a）

- ・町会や各種団体からの講話依頼に対して、認知症の理解を深められるように対象の特性にあわせて講座を開催する。
- ・認知症の初期症状についても周知し、早期段階で気づき早期支援につなげられるようにし、地域の見守り支援の重要性も視野に入れて普及啓発する。

○その他研鑽

- ・認知症地域推進員活動の関連資料やオンライン等による情報収集、交流。
- ・認知症介護情報ネットワーク。